

## 松山市私道整備事業実施要綱

制定 昭和48年10月6日要綱第19号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松山市(以下「市」という。)における私道の整備を促進し、市民の生活環境の向上をはかるため、その整備について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法(昭和27年法律第180号)の適用をうける道路以外の道で、現に一般通行の用に供されているものをいう。

2 この要綱において、「私道の整備」(以下「事業」という)とは、私道の路面を舗装することをいう。

### (事業の施行)

第3条 この要綱に定める事業は、関係者の申請に基づき、予算の範囲内で施行するものとする。

### (事業施行の要件)

第4条 前条の事業を施行することができる私道は、路面の排水が良好で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 平均幅員が1.2メートル以上であること。

(2) 利用家屋が複数あること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する私道については、この要綱は適用しない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による開発行為により特定業者の築造にかかるもの(舗装整備後10年以上経過し、老朽化が著しく路面が荒廃しているものを除く。)

(2) 道路位置指定の告示後5年以上経過していないもの

(3) 松山市生活農道整備事業実施要綱(昭和63年要綱第5号)の規定に該当するもの

(4) 特定の用途に供されているもの(工場内道路・借家内道路等)

(事業の施行申請)

第5条 事業の施行を受けようとする者は、私道整備事業施行申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業施行箇所案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 平面図
- (4) 現況写真
- (5) 私道の土地所有者の承諾書
- (6) 私道に隣接した土地及び建物所有者の承諾書
- (7) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(事業施行の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、現地等を事前調査するものとする。

- 2 市長は、前項の事前調査の実施後、申請内容を審査し、施行の適否を決定し、私道整備事業施行承認通知書(第2号様式)又は私道整備事業施行不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業施行の制限)

第7条 この要綱により整備された私道については、事業完了後10年以上経過していない場合は、同一事業は施行しないものとする。ただし、部分補修の場合は除く。

(事業完了後の維持管理)

第8条 この要綱により整備された私道は、申請者等において道路としての機能を損なわないよう適正に維持管理しなければならない。

- 2 この要綱により整備された私道は、他に特別の定めがある場合を除き、公衆の通行を拒んではならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（昭和48年10月6日要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年3月1日要綱第6号）

この要綱は、昭和49年3月1日から施行する。

付 則（昭和51年7月5日要綱第11号）抄

1 この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年3月18日要綱第11号）

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（平成3年5月22日要綱第18号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月26日要綱第10号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成7年3月27日要綱第12号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成9年2月3日要綱第4号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年4月2日要綱第24号）

この要綱は、平成11年4月2日から施行する。

付 則（平成14年8月21日要綱第57号）

この要綱は、平成14年8月21日から施行する。

付 則（平成17年4月1日要綱第57号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。